## 第 7 回 上部越中守屋敷跡

## 神宮権禰宜 石 垣 久

く戦乱で国も朝廷も衰微し、 紀ほど式年遷宮ができません 神宮の神領も横領され、 れは戦国時代のことで、長引 断した時期がありました。そ 0 歴史がありますが、 神宮の式年遷宮は千三百年 一時中 一世

果であったので、 善を朝廷や有力者に働きかけ 丸城に入り、 四十一回式年遷宮が行われ遷 宮側の希望とは相容れない結 などを行いました。それは神 が伊勢国司北畠氏を継いで田 るところとなり、三男の信雄 七五)伊勢国は信長の領有す も貢献したのが織田信長でし 宮が復興しますが、それに最 た。十年前の天正三年 天正十三年 (一五八五) 神宮神領の配分 神宮側は改 <u>二</u>五 第

の御殿に御神体を遷して正殿 奉行を遣わして仮殿遷宮が行 れます。 八〇)外宮正殿が強風で損 そのような時、天正八年(一 翌年北畠国司(信雄)は 仮殿遷宮とは、 仮 

八幡御造営仰付けられ候

秀) これは信長の父弾正忠 時の正殿も仮殿であったよう 中世編による) がわかります。 神宮を崇敬保護していた様子 は織田氏が伊勢の領主として 記されているので、この時代 に戻す遷宮をいいます。この を修理し、 の御仮殿の御殿であると 『外宮天正仮殿記』に、 再び御神体を正殿 (『伊勢市史』 信信

部大夫、堀久太郎を以て申しを以て再興仕りたき趣、上を以て再興仕りたき趣、上はなる。 上げられ、候。の程の造作に部大夫、堀久太郎を以て申し 宮三百年以降退転候て、執 記『信長公記』の次の件です。よく伝えているのが信長の伝よく伝えているのが信長の伝 貞永でした。越中守の功績を 0 田 伊勢太神宮において、正遷 が、外宮御師の上部越中守家との間に立って活躍した そうして当時、 んさうらひ 神宮側と織

> 入次第遣はさるべき旨にて、 三千貫 仰 付けられ、其外、 らざるの旨、御諚なされ、先 申すの間、中々千貫にてなるれ共、千貫に余り候で入りに、三百貫入るべしと候っ 三七七頁 上部大夫に相加へられ、経平井久右衛門御奉行として、 キ。」(角川文庫『信長公記』 悩を懸けさせられ 候 ては入べからず 候 。民百 姓等に ですらない

す。 この文の大意は次の通りで

あろう。 神宮の遷宮は千貫でも不足で す」とのことだった。信長は、 堀久太郎を通じて願い出た。 興致したい」と上部越中守が 担はかけられない」として、 を造営した際に三百貫の予定 は慶光院に勧進させて賄いま ねると、「千貫あれば、残り 信長が、「どれ程の金額があ 中に信長公のご意志により再 されていないので、今の世の が千貫必要だったのだから、 れば遷宮が出来るのか」と尋 (少々誇張あり) 滞って実施 かつて(織田家の)八幡宮 神宮の式年遷宮が三百年 かと言って領民に負

要に応じて寄進することにな 先ず三千貫を渡し、 その 後信長は、

ある山口祭が執り行われまし 三日に式年遷宮最初の祭儀で 長の献金は内宮と外宮とで等 費として寄進しています。 えていた銭一万六千貫を遷宮 分され、その三ヶ月後の四月 て上部越中につけて遣わした。 平井久右衛門を奉行とし 岐阜城に貯

信

発展に努めた功績などから武発展に努めた功績などから武

遷宮復興に努め、

の姓も許されました。天正十

しまいます。 八二)に本能寺の変で斃れてけることなく天正十年(一五 た信長でしたが、 の再興に大きな役割を果たし 五八五)の第四十一式年遷宮 このように天正十三年(一 遷宮を見届

よる) たのです。 り造営工事は順調に進められ 両宮に寄進します。 守と慶光院 子五百枚、米千石を上部越中 信長の遺志を継 両宮の遷宮費として、金 (『大神宮史要』に (周養)を通じて それによ 61 だ秀吉

外宮権禰宜、上部永上部越守中貞永は、 執り持ち遷宮復興に活躍した 神宮と信長・秀吉の仲良を 上部永元の長男 度会姓の

> 師となり神領の政務を執り、ました。織田氏や豊臣氏の御見をはある。 として享禄二年 生まれ、 屋敷は岡本にあ <u>二</u>五二 宇治山田 九

あとは必

京都常光院にあります。 九年(一五九一)歿、 今の伊勢簡易裁判所一帯 墓所は 中

ます。 は、 「城之橋」という小橋がありら裁判所方面へ向かう途中に しょうか。 61 伝わりますので、 る大名屋敷のようであったと ています。伊勢商工会議所か 守邸跡」と刻んだ石碑が立っ 越中守の屋敷跡で「上部越 かと想像しますがいかがで 越中の屋敷のことではな 越中守の屋敷は堂々た 橋名の城と

